

資料編

-
- 1 本計画の根拠法令
 - 2 本計画の策定体制
 - 3 市川市社会福祉審議会
 - 4 将来推計人口のデータ
 - 5 日常生活圏域の一覧
 - 6 認知症基本法に対応する施策一覧
 - 7 市民等意向調査の概要
 - 8 用語解説

(1) 老人福祉法第20条の8

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保の方策について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画（第2項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 介護保険法第117条

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

(3) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

(4) 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保の方策

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の方策

(3) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

(4) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(5) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

(6) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村は、第2項第3号に規定する施策の実施状況及び同項第4号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

-
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
 - 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
 - 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（3）認知症基本法第13条

（都道府県認知症施策推進計画）

- 第十二条 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない。（中略）
- 3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。
- 7 第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

（市町村認知症施策推進計画）

- 第十三条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

本計画の策定体制

1. 市民等意向調査の実施

令和4年度に高齢者およびその家族や支援者に対して各種アンケート調査を行い、高齢者の福祉や介護保険事業に関する実態を把握し、計画策定の基礎資料とともに、課題を整理しました。

2. 地域課題の抽出および検討

主に令和3年度および令和4年度に開催された地域ケア個別会議から多くの事例に共通する課題を抽出し、取り組むテーマを定め、「地域ケア推進会議」に報告しました。地域の関係団体が参加する「地域ケア推進会議」では、高齢者サポートセンターによる意見なども踏まえ、テーマに対する取組み方針の検討を行いました。

3. 庁内計画策定作業部会の設置等

庁内の関係所管課で構成する作業部会を設置し、国の施策動向を確認したうえで、領域ごとの課題および取組み方針等を持ち寄り、計画の原案を策定しました。また、庁内の連携・共有を図ることを目的とした「地域包括ケアシステム推進委員会」に、計画案を報告しました。

4. 千葉県との連携

千葉県主催の圏域別会議に参加し、計画策定に関する意見交換を行ったほか、領域別の研修会などへの参加を通じ、施策展開の参考としました。また、「千葉県高齢者保健福祉計画」やその他関連計画の内容を踏まえ、介護サービス量の見込み等に反映するほか、施策の参考としました。

5. パブリックコメントの実施

令和5年12月から令和6年1月にかけて、「広報いちかわ」でパブリックコメントの実施について周知し、市公式Webサイトに計画案を掲載するとともに、中央図書館など公共施設5か所に閲覧資料を配架し、広く市民の意見を募りました。結果、寄せられた意見はありませんでした。

6. 社会福祉審議会および高齢者福祉専門分科会【諮問と答申】

令和5年7月、市川市社会福祉審議会に対し、計画策定に関する諮問を行いました。本会議および高齢者福祉専門分科会における審議を経て、令和6年2月、答申を受けました。

(1) 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）

（設置）

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条第2項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議とともに、必要に応じ建議することができる。

一部改正（平成18年条例35号・25年13号）

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正（平成25年条例13号）

（委員及び臨時委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）関係団体の推薦を受けた者

（3）市民

（4）関係行政機関の職員

2 市長は、前項第3号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第1項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

一部改正(平成18年条例1号・20年2号)

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正(平成23年条例4号)

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

2 市川市高齢化社会対策審議会条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(2) 市川市社会福祉審議会委員名簿（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

条例上の区分	区分	所属等	氏名
学識経験者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	学識経験者	社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院	○山下 興一郎
	学識経験者	和洋女子大学	丸谷 充子
	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人 慶美会	森高 伸明
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
関係団体の推薦を受けた者	公益社団法人関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	菊田 裕美
	障がい者団体	市川市障害者団体協議会	木下 静男
	障がい者団体	市川市障害者団体協議会	村山 園
	障がい者団体	市川市自立支援協議会	石原 めぐみ
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	坪井 幸恵
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	岩松 昭三
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	松尾 順子
	NPO 法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	久保木 知子
市民	市民		佐藤 理恵
	市民		松丸 美弥子
	市民		松村 素子

(3) 高齢者福祉専門分科会名簿（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

所属等	氏名
社会福祉法人 全国社会福祉協議会中央福祉学院	◎山下 興一郎
社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	○松尾 順子
一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
社会福祉法人 慶美会	森高 伸明
公益社団法人 市川市シルバー人材センター	菊田 裕美
市川市民生委員児童委員協議会	坪井 幸恵
市川市自治会連合協議会	岩松 昭三
市民	松丸 美弥子

(4) 市川市社会福祉審議会等の開催状況（令和5年度）

審議会：社会福祉審議会
分科会：高齢者福祉専門分科会

開催日	会議名	主な協議内容
令和5年5月24日	第1回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●国の示す計画策定の基本方針（案）について ●各種調査の実施概要および結果について
令和5年7月5日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●市川市社会福祉審議会専門分科会について ●次期計画策定方針について（諮問）
令和5年8月18日	第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度進捗状況報告について ●令和6年度地域密着型サービス等の整備について
令和5年8月23日	第2回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回高齢者福祉専門分科会の振り返りについて ●計画策定に向けた各種調査から見えてきたこと ●次期計画の施策体系について
令和5年10月3日	第3回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案（第4章 施策）について ●進捗管理を行う指標について
令和5年11月14日	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●次期計画（案）について ●第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 計画値と実績値のモニタリング（令和4年度分）
令和6年2月8日	第4回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●次期計画の答申（案）について ●第9期市川市介護保険事業計画に係る介護保険料について【報告】
令和6年2月13日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ●第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

将来推計人口のデータ

本市の将来人口の推計に当たり、「コーホート変化率法」を用いて推計を行いました。「コーホート変化率法」とは、0歳から100歳までのコーホート（ここでは同じ年齢の集団を指す）について、過去の実績を基に1年間の「変化率」を求め、その「変化率」に基づき、将来の各年の人口を推計する方法です。推計にあたっての考え方は、以下のとおりです。

$$(n\text{歳の人口}) = (\text{前年の}n-1\text{歳の人口}) \times \text{変化率 } \text{※1}$$

$$(0\text{歳の人口}) = (\text{前年の}15\text{～}49\text{歳の女性人口}) \times \text{出生比 } \text{※2}$$

※1 変化率 n歳の人口の前年のn-1歳の人口に対する比率

※2 出生比 0歳の人口の前年の15～49歳の女性人口に対する比率

→ここでは、変化率・出生比とも、平成30年から令和5年の出生比の平均を用いています。

○住民基本台帳に基づく本市の将来推計人口（各年度9月末実績または見込み）

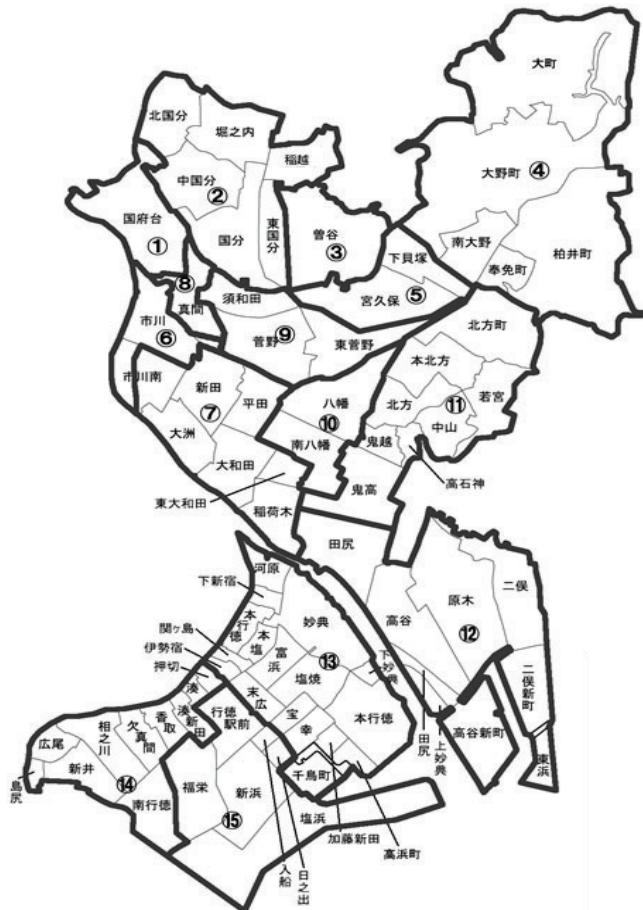
計画期間	第7期			第8期			第9期		
	年度 (平成30年) (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
総人口	487,305	490,145	492,118	491,411	492,275	492,835	492,672	493,015	493,197
0～14歳	58,905	58,345	58,181	57,487	57,044	56,160	54,840	54,276	53,701
15～39歳	156,216	156,562	155,866	154,009	153,704	153,989	153,516	153,333	153,139
40～64歳	169,675	171,738	173,376	174,388	175,672	176,660	177,744	178,302	178,777
65～69歳	27,732	25,431	24,154	23,306	22,381	22,023	22,227	22,415	22,733
70～74歳	26,077	27,064	28,151	29,025	27,427	25,569	23,480	22,275	21,473
75～79歳	21,105	22,414	22,290	21,426	22,540	23,409	24,321	25,295	26,041
80～84歳	14,708	14,936	15,377	16,123	17,040	17,978	18,997	18,781	17,998
85～89歳	8,330	8,763	9,443	10,082	10,568	10,856	11,005	11,414	11,982
90歳以上	4,557	4,892	5,280	5,565	5,899	6,191	6,542	6,924	7,353
2号被保険者 (40～64歳)	169,675	171,738	173,376	174,388	175,672	176,660	177,744	178,302	178,777
	34.8%	35.0%	35.2%	35.5%	35.7%	35.8%	36.1%	36.2%	36.2%
高齢者 (65歳以上)	102,509	103,500	104,695	105,527	105,855	106,026	106,572	107,104	107,580
	21.0%	21.1%	21.3%	21.5%	21.5%	21.5%	21.6%	21.7%	21.8%
前期高齢者 (65～74歳)	53,809	52,495	52,305	52,331	49,808	47,592	45,707	44,690	44,206
	11.0%	10.7%	10.6%	10.6%	10.1%	9.7%	9.3%	9.1%	9.0%
後期高齢者 (75歳以上)	48,700	51,005	52,390	53,196	56,047	58,434	60,865	62,414	63,374
	10.0%	10.4%	10.6%	10.8%	11.4%	11.9%	12.4%	12.7%	12.8%

計画期間	第10期			5年ごと				
	年度	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	493,274	493,055	492,697	492,210	488,182	482,238	474,399	465,315
0～14歳	53,120	52,489	51,793	51,140	48,768	48,306	47,660	46,680
15～39歳	152,992	152,888	152,922	152,918	150,381	144,081	137,974	131,966
40～64歳	178,781	178,378	177,516	176,019	169,254	160,532	156,561	154,134
65～69歳	23,690	24,725	25,912	27,557	32,639	36,204	30,413	28,074
70～74歳	20,611	20,304	20,485	20,660	25,400	30,093	33,362	28,023
75～79歳	24,589	22,958	21,080	20,003	18,541	22,803	27,018	29,929
80～84歳	19,010	19,839	20,651	21,430	16,872	15,640	19,258	22,825
85～89歳	12,656	13,376	14,094	13,872	15,925	12,439	11,553	14,259
90歳以上	7,825	8,098	8,244	8,611	10,402	12,140	10,600	9,425
2号被保険者 (40-64歳)	178,781	178,378	177,516	176,019	169,254	160,532	156,561	154,134
	36.2%	36.2%	36.0%	35.8%	34.7%	33.3%	33.0%	33.1%
高齢者 (65歳以上)	108,381	109,300	110,466	112,133	119,779	129,319	132,204	132,535
	22.0%	22.2%	22.4%	22.8%	24.5%	26.8%	27.9%	28.5%
前期高齢者 (65-74歳)	44,301	45,029	46,397	48,217	58,039	66,297	63,775	56,097
	9.0%	9.1%	9.4%	9.8%	11.9%	13.7%	13.4%	12.1%
後期高齢者 (75歳以上)	64,080	64,271	64,069	63,916	61,740	63,022	68,429	76,438
	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	12.6%	13.1%	14.4%	16.4%

日常生活圏域の一覧

本市の日常生活圏域は下記のとおりです。表の「番号」は、地図の番号に対応しています。

地区	番号	日常生活圏域	町丁
北部	②	国分	北国分、中国分、堀之内、稻越、東国分、国分
	③	曾谷	曾谷
	④	大柏	大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町
	⑤	宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚
西部	①	国府台	国府台
	⑥	市川第一	市川、市川南3・4、真間1
	⑦	市川第二	市川南1・2・5、新田、平田、大洲、大和田、稻荷木、東大和田
	⑧	真間	真間2～5
	⑨	菅野・須和田	菅野、須和田、東菅野
東部	⑩	八幡	八幡、南八幡
	⑪	市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、中山、鬼越、高石神、鬼高
	⑫	信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、二俣新町、高谷新町、東浜
南部	⑬	行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、未広、塩焼、宝、幸、加藤新田、高浜町、千鳥町
	⑭	南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳
	⑮	南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、新浜、福栄、塩浜



認知症基本法における基本的施策（P.7 参照）に対応する、事業・取組みを整理しました。

▼基本目標および施策

▼事業・取組み

▼掲載ページ

認知症の人に関する国民の理解の増進等（第14条）

基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進	認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及／認知症サポーター養成講座の開催／認知症に関する勉強会の開催	60-61
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置	71

認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（第15条）

基本目標 1 - (3) 生活支援や見守りの充実	生活支援コーディネーター（SC）の配置（生活支援体制整備事業）	56
基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座の開催／認知症カフェの開催支援	60-61
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置	71
基本目標 2 - (4) 介護者の負担軽減	「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援	73
基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ	「認知症にやさしいお店・事業所」の認定／認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備／認知症の人が安心して外出できるための支援／地域ケアシステムの推進	83-84

認知症の人の社会参加の機会の確保等（第16条）

基本目標 1 - (1) 多様な社会参加の促進	生活支援コーディネーターの配置	49
基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進	認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催／認知症カフェの開催支援	61
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置	71
基本目標 2 - (4) 介護者の負担軽減	「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援	73
基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ	認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備／ピアサポート活動の充実	83

認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の保護（第17条）

基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進	認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催	61
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置／認知症の人の意思決定支援	71-72
基本目標 2 - (5) 権利擁護の支援	成年後見制度利用支援事業	79
基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ	認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備／ピアサポート活動の充実	83

保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等（第18条）

基本目標 2 - (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援	高齢者サポートセンターの運営／地域ケア個別会議	64-66
基本目標 2 - (2) 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築／医療・介護関係者の研修／医療・介護関係者の情報共有の支援／地域住民への在宅医療の普及啓発	69
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置／認知症初期集中チームの活動	71-72
基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ	市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）	84

相談体制の整備等（第19条）

基本目標 1 - (3) 生活支援や見守りの充実	生活支援コーディネーター（SC）の配置（生活支援体制整備事業）	56
基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進	認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及／認知症サポーター養成講座の開催／認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催／認知症カフェの開催支援	60-61
基本目標 2 - (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援	高齢者サポートセンターの運営	64
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置／相談体制の充実	71-72
基本目標 2 - (4) 介護者の負担軽減	「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援	73
基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ	認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備／ピアサポート活動の充実／市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）	83-84

研究等の推進等（第20条）

基本目標 2 - (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援	地域ケア個別会議	66
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置	71

認知症の予防等（第21条）

基本目標 1 - (2) 介護予防と健康づくりの推進	わっしょいフレイル予防（介護予防普及啓発事業）／地域リハビリテーション活動支援事業	54
基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援	認知症地域支援推進員の配置／認知症初期集中チームの活動	71-72

「第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、令和4年度に各種調査を実施しました。

(1) 調査の種類と有効回答率

主な調査対象と調査区分		配布数等	有効回収数	有効回答率
1. 一般高齢者	(1) 健康とくらしの調査	9,300	5,156	55.4%
	(2) サポーター意向調査	9,300	2,520	27.1%
2. 要介護・要支援認定者	(1) 介護予防と生活支援に関する調査	3,000	2,282	76.1%
	(2) 在宅での介護に関する調査	1,000	696	69.6%
3. 介護サービス事業者等	(1) ケアマネジャー調査	101	60	59.4%
	(2) 介護人材実態調査	306	150	49.0%
	(3) 居所変更実態調査	107	48	44.9%

(2) 各調査について

1. 一般高齢者

(1) 健康とくらしの調査	
名称	令和4年度市川市 健康とくらしの調査
目的	高齢者の健康や生活状況に関するデータを収集し、地区ごとの分析を通じて、健康寿命の延伸および介護予防、地域づくりの取組み強化に活用する。
対象	要介護等認定を受けていない65歳以上高齢者
調査時期	令和4年11月
実施方法	郵送／無作為抽出 ※追跡調査のため一部は前回（3年前）調査の回答者を抽出
設問	厚生労働省が実施を求める「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に基づく設問のほか、本市が研究協定を締結しているJAGES（日本老年学的評価研究）機構にて調査票を作成。一部、本市独自の設問を追加。

(2) サポーター意向調査

名称	「高齢者生活支援サポーター」ご意向アンケート
目的	日常生活上の困りごとに対する支援を行う地域の担い手（高齢者生活支援サポーター）に関する意向等を把握し、事業展開に活用する。
対象	サポーター活動に関心のある方（「健康とくらしの調査」に調査票を同封）
調査時期	令和4年11月
実施方法	郵送／無作為抽出
設問	独自作成

2. 要介護・要支援認定者

(1) 介護予防と生活支援に関する調査	
名称	市川市 介護予防と生活支援に関する調査
目的	要支援者および軽度認定者の健康や生活の状況、介護サービスの利用意向等を把握し、各種支援施策の参考とする。
対象	要支援1・2の認定者および要介護1・2の認定者
時期・方法	令和5年3月／郵送／無作為抽出
設問	厚生労働省が実施を求める「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に基づく設問のほか、本市独自の設問を追加。
(2) 在宅での介護に関する調査	
名称	市川市 在宅での介護に関する調査
目的	在宅での介護および介護者の実態を把握し、介護保険事業計画の策定および施策の方向性の参考とする。
対象	要支援1・2および要介護1～5の認定を受けている方およびその介護者
時期・方法	令和5年3月／郵送／無作為抽出
設問	厚生労働省が実施を求める「在宅介護実態調査」に基づく設問のほか、本市独自の設問を追加。 A票：宛名の本人について B票：主な介護者について

3. 介護サービス事業者等

(1) ケアマネジャー調査	
名称	令和4年度 市川市ケアマネジャー調査
目的	ケアマネジャーの業務等に係る課題把握とともに、社会資源やサービスについての意見を収集し、地域包括ケア推進に向けた施策展開に活用する。
対象	市内の居宅介護支援事業所（94事業所）および小規模多機能型居宅介護事業所（7事業所）計 101事業所
時期・方法	令和5年3月／Web調査票を電子メールにて送付・オンラインでの回答
設問	厚生労働省が実施を推奨する「在宅生活改善調査」に基づく設問に、本市独自の設問を追加。 ○事業所票：居所変更等について居宅介護支援事業所の管理者が回答 ○職員票：業務の課題や社会資源の状況についてケアマネジャーが回答 ○利用者票：在宅生活の継続が困難なケースについてケアマネジャーが回答
(2) 介護人材実態調査	
名称	令和4年度 市川市介護人材実態調査
目的	介護人材の年齢や資格の実態を把握し、介護保険事業計画の策定および施策の方向性の参考とする。
対象	市内に所在する介護福祉士等の所属する訪問・通所介護事業所および施設等 計 306事業所
時期・方法	令和5年3月／Web調査票を電子メールにて送付・オンライン回答
設問	厚生労働省が実施を推奨する「介護人材実態調査」に基づく設問に、本市独自の設問を追加。 ○事業所票：介護人材に関する実態等について、事業所が回答 ○職員票：年齢や資格等の情報について、介護職員が回答
(3) 居所変更実態調査	
名称	令和4年度 市川市居所変更実態調査
目的	市内施設の過去1年間の入退去や退去理由から施設等に必要な機能を把握し、介護保険事業計画の策定および施策の方向性の参考とする。
対象	市内施設および居住系サービス事業所等 107施設
時期・方法	令和5年3月／Web調査票を電子メールにて送付・オンライン回答
設問	厚生労働省が実施を推奨する「居所変更実態調査」に基づく設問に、本市独自の設問を追加。 ○事業所票：施設の利用状況等について、事業所が回答

※介護保険サービスの説明は、後段にまとめて記載しています。

あ行

I C T

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

アセスメント

情報を収集・分析し、解決すべき課題を把握すること。介護保険では、ケアマネジャーが利用者に対してアセスメントを行い、ケアプランを策定する。

市川市メール情報配信サービス

電子メールを利用し、地震等の災害情報、防犯情報などを配信するサービス。

A D L (activities of daily living)

日常生活動作を意味し、食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動のことをいう。また、日常生活動作よりも複雑で高次な行為や動作を、手段的日常生活動作(A D L)という。

N P O (Nonprofit Organization)

民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の、サービスや支援のこと。家族、友人、ボランティア、地縁団体、N P O 法人、民間企業等の提供する、制度に基づかない援助などを指す。

か行

介護給付

要介護 1 から 5 と認定された被保険者が利用したサービスに対する保険給付。

介護給付費等準備基金

市町村が第 1 号被保険者保険料部分の余剰金を積み立てている基金のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険法に基づき、要介護者または要支援者、家族などからの相談に応じて要介護者等が心身の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などの連絡調整を行い、ケアプランを作成する業務を行う専門職。

介護保険／介護保険法

「介護保険」は、市町村が保険者となって運営する公的社会保険であり、加齢により介護が必要になった人に対し、要介護認定の上、介護サービス等の給付を行うことで、自立支援・重度化防止を図るとともに、介護をする家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した。「介護保険法」は、介護報酬や事業者指定に関する事等も含め、介護保険制度について定めた法律であり、平成 12 (2000) 年度より施行されている。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者などに対し、自立に向け通所などの各種サービスを提供することで、社会的孤立感の解消や要介護状態の予防を行うこと。

通いの場

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

基本チェックリスト

65歳以上の高齢者を対象に介護予防のチェックのために実施する質問表。運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の項目について、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかの視点で行うもの。

協議体

地域の多様な主体が参画する、生活支援や介護予防の体制整備に資する定期的な情報共有・連携強化の場であり、既存の枠組みを活用する等、地域の実情に応じた実施が可能とされている。

ケアプラン

個々の利用者のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスなどが提供されるように、介護支援専門員などを中心に作成される介護計画。

ケアマネジメント

介護保険制度におけるケアマネジメントは、高齢者自身がサービスを選択することを基本に専門家が連携して、身近な地域で高齢者およびその家族を支援する仕組みであり、介護支援専門員等が利用者のニーズを明確にし、必要な保健・医療・福祉サービスなどを受けられるよう調整する。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命から介護が必要な期間を引いた期間とされる。

健康とくらしの調査

健康長寿社会を目指した予防政策の科学的な基盤づくりを目標としたJAGES（日本老年学的評価研究）プロジェクトによる調査。全国の自治体が参加し、高齢者を対象とした追跡調査を実施し、市川市は2019年度、2024年度の調査に参加している。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

高齢者サポートセンター

→地域包括支援センターの項目を参照。

高齢者虐待

養護者や介護施設従事者などによる、高齢者に対する暴力（身体的虐待）、暴言や無視・嫌がらせ（心理的虐待）、介護や世話の放棄・放任、勝手に資産を使う（経済的虐待）、性的ないやがらせ（性的虐待）などの行為。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民が安心して暮らしていくよう、地域の支え合い活動と共に考え、地域住民の取組みを応援する役割を担う地域福祉の専門職。

さ行

事業対象者

基本チェックリストの基準に該当する高齢者で、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービスなど）を利用可能。

社会福祉協議会

昭和 26（1951）年制定の社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づいて設置された、社会福祉活動を目的とした非営利民間組織で、一般に「社協」と呼ばれる。全国、都道府県、市区町村に組織され、各種の福祉サービスや相談援助といった地域に密着した活動を通じて、地域福祉の向上に取り組む。

社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障がい、または環境上の理由によって日常生活を営むうえで支障があるものを対象に、各種相談に応じたり、助言や指導、援助を行う専門職。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念から出発したもので、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠とし、知事の認可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高年齢者に対する無料の職業紹介および就労に必要な知識・技術の講習などをを行うことを目的としている。

生活支援コーディネーター（SC）

介護予防・生活支援の基盤整備に向けて、地域の社会資源発掘やネットワーク構築を実施し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングして、必要な人に適切なサービスや支援等を提供するコーディネーターのことを指し、市町村全域を対象とした「第1層」と、日常生活圏域を対象とした「第2層」のそれぞれに配置される。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養のとり方、喫煙、飲酒等の毎日の生活習慣が要因となり病気が発症したり進行したりする病気であり、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症、骨粗しょう症、歯周病などが挙げられる。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。判断能力が不十分な人の契約締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に取り消すことができる仕組み等により、本人を不利益から守る。

た行

第1号被保険者、第2号被保険者

市区町村の住民のうち、65 歳以上の人のが介護保険の第1号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入者が第2号被保険者である。両者は、介護サービスを利用できる条件や、介護保険料の支払い方法が異なる。

ダブルケア

狭義では育児と介護が同時期に発生する状態を指し、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題を指すと定義されている。

団塊(の)世代／団塊ジュニア世代

第二次大戦後の数年間のベビーブーム世代で、概ね昭和 22（1947）年～24（1949）年に生まれた年齢層を指す。また、団塊世代の子ども世代にあたる第2次ベビーブーム世代（1971～74 年生まれ）を「団塊ジュニア世代」という。

地域共生社会

高齢化や人口減少が進む中で、制度や分野などの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源などが世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。国が目指す、長期的な方向性として位置づけられている。

地域ケアシステム

地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供されるよう、誰もが住みなれた家庭や地域で安心して生活を続けられる本市独自の仕組みとして、平成 13（2001）年度に開始。地域住民を中心とした地区社会福祉協議会を推進母体とする。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供していくという考え方に基づいた仕組みであり、市町村が地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていくものとされている。

地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）

介護保険法に基づく高齢者の総合相談窓口。本市では「高齢者サポートセンター」という呼称。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの 3 職種が配置され、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議関係、介護予防ケアマネジメントなどの業務を実施している。

地域密着型サービス

要介護者・要支援者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当とされた介護保険サービスの類型であり、市町村がサービス事業所の指定権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用可能なサービス。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型拳動生活介護など。

チームオレンジ

近隣の認知症センターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期の支援を行うなど、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援と認知症センターを結び付ける取り組み。

地区社会福祉協議会

地域住民で組織する任意団体であり、市内全域で 14 団体が活動。活動の区域は、市川市自治会連合協議会の地区自治会連合会と一致しており、単一自治会とも密接に連携している。

特定健康診査

40～74 歳までの公的医療保険加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した健康診断で、2008 年より導入された。メタボリックシンドロームの判定を行い、特定保健指導の対象者を抽出する。

な行

認知症施策推進大綱

認知症の「共生」と「予防」の取り組み推進に向けて、令和元（2019）年 6 月に国によりまとめられたもの。「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってなくても同じ社会でともに生きる、という意味を指し、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味を指す。

認知症地域支援推進員

平成 30 年度から全ての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。

は行

8050（はちまるごーまる）問題

高齢の親と働いていない独身の子とが同居している世帯に係る問題。80代前後の高齢の親が、同居する50代前後の子どもの生活を支えるため、社会的孤立を深めたり、経済的に困窮することが懸念される。

ハラスメント

様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を言い、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたいたり、脅威を与えること。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、様々な種類がある。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により「災害時要支援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいう。

フレイル

加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態のことを指し、要介護状態に至る前段階として位置づけられている。

保険者機能強化推進等交付金

介護保険法等の改正により、保険者の自立支援・重度化防止に関する取組みを推進するため、自治体への財政的インセンティブとして平成30年度に創設された交付金。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

予防給付

要支援1および要支援2と認定された被保険者が利用したサービスに対する保険給付。

要介護（要支援）認定

寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度など日常生活上の支援が必要で特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、「要介護（要支援）認定」を申請し、認定調査員による聞き取り調査および主治医による意見書に基づき、保険者である市町村に設置する介護認定審査会において要介護度（要支援1・2、要介護1～5）が判定され、要介護度に応じた介護（予防）サービスを受けることができる仕組み。

5行

老人福祉センター

サークル活動などを通じて健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する、老人福祉法に基づく施設。市川市では、「いきいきセンター」の一部が該当する。

老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的として、昭和 38（1963）年に制定された法律。

1. 居宅介護サービス

番号	サービス名	説明
①	訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助、通院時の乗降介助等を行う。
②	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供する等により、入浴介護を行う。
③	訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、疾患を抱えている人に療養上の世話や診療の補助を行う。
④	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為向上のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行う。
⑤	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
⑥	通所介護（デイサービス）	通所介護施設において食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を行う。
⑦	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などにおいて、食事、入浴などの日常生活上の介護や生活行為向上のためのリハビリテーションを行う。
⑧	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を行う。
⑨	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとに介護や機能訓練を行う。
⑩	福祉用具貸与	居宅において自立した日常生活を営むことを助ける福祉用具を貸与する。
⑪	特定福祉用具販売	入浴や排せつなどにかかる福祉用具を購入した場合、支給限度額の枠内で、自己負担額を除く金額を支給する。
⑫	住宅改修	手すり取付けや段差解消などの住宅改修をした場合、支給限度額の枠内で、自己負担額を除く金額を支給する。
⑬	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおいて、日常生活上の介護や機能訓練を行う。
⑭	居宅介護支援／介護予防支援	居宅（介護予防）サービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成と調整、事業所との連絡などの支援を行う。

2. 地域密着型サービス

番号	サービス名	説明
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と隨時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や看護、緊急時の対応などを行う。
②	夜間対応型訪問介護	巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護。
③	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	通所介護施設において、認知症の人に、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などをを行う。
④	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、通所を中心に訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、一つの事業所で入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを行う。

2. 地域密着型サービス（続き）

番号	サービス名	説明
⑤	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	共同生活をする住居で、認知症の人に入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを行う。
⑥	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人に、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行う。
⑦	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行う。
⑧	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所、訪問、短期間の宿泊、看護を一つの事業所で行う。
⑨	地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を行う。

3. 施設サービス

番号	サービス名	説明
①	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおいて、常時介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
②	介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う。
③	介護療養型医療施設	急性期の治療を終え長期の療養を必要とする人に、療養上の管理や機能訓練等の必要な医療、医学的管理下の介護等を行う。
④	介護医療院	長期にわたり療養を必要とする人に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを行う。

4. 介護予防・生活支援サービス事業

番号	サービス名	説明
①	訪問型サービス	日常生活上、自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、訪問介護員が住宅を訪問し支援を行う。
②	通所型サービス	通所介護施設において、日常生活上の支援や機能訓練を行う。短期集中型は、リハビリテーションの専門職が一定期間集中的に関与して、生活行為の向上を目的としたプログラムを提供し、目標達成に向けた自立支援を促す。
③	介護予防ケアマネジメント	高齢者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、利用者自身の選択内容に基づき、介護予防に向けた計画を作成する。

第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日 令和6年3月

企画・編集 市川市 福祉部 地域包括支援課／介護保険課

発行者 市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

